

# 秋田市公報

# あきた

第1172号

令和4年07月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 条例

秋田市市税条例等の一部を改正する条例	市民税課（第17号）	5
秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	市民税課（第18号）	11
秋田市旧松倉家住宅条例	文化振興課（第19号）	12
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第20号）	17
秋田市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険課（第21号）	18
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	子ども健康課（第22号）	19
秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課（第23号）	20
秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例	住宅整備課（第24号）	22
秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	住宅整備課（第25号）	30
秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局議事課（第26号）	32

### 規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども健康課（第18号）	34
秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅整備課（第19号）	35

### 議会規則

秋田市議会議規則の一部を改正する規則	議会事務局議事課（第1号）	36
--------------------	---------------	----

## 告示

指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第169号）	38
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第170号）	39
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第171号）	40
道路の区域変更および供用開始について	道路建設課（第172号）	41
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第173号）	42
胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について	保健予防課（第174号）	44
令和4年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第175号）	45
令和4年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第176号）	50
令和4年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター（第177号）	51
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）の公示送達について	国保年金課（第178号）	53
令和3年度第14期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第179号）	54
災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定について	福祉総務課（第180号）	55
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課（第181号）	56
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第182号）	57
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第183号）	58
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第184号）	59
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第185号）	60
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第186号）	61
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第187号）	62
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止、廃止および変更について	保護第一課（第188号）	64
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第189号）	66
令和4年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第190号）	68

## 教委告示

教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第8号）	88
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第9号）	89

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第2号）	90
投票区の区域の一部の変更について	選挙管理委員会事務局（第3号）	91
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第4号）	92
選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第5号）	93
令和4年7月10日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第6号）	94
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所の指定について	選挙管理委員会事務局（第7号）	95
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第8号）	96
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第9号）	97
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第10号）	98
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所について	選挙管理委員会事務局（第11号）	99
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第12号）	100
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第13号）	101
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第14号）	102
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第15号）	103
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第16号）	104
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第17号）	105
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第18号）	106
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第19号）	107

## 農委告示

## 消防本部告示

指定催しの指定について	消防本部予防課（第3号）	109
-------------	--------------	-----

## 公告

都市公園の区域の変更について	公園課	110
市有地の売払いについて	財産管理活用課	111
予防接種法による定期予防接種について	健康管理課	114
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	115
要件付一般競争入札の実施について	産業企画課	116
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	119
更新修繕に係る公募型指名競争入札について	太平山自然学習センター	120
秋田市情報公開条例の令和3年度の運用状況について	文書法制課	124
秋田市個人情報保護条例の令和3年度の運用状況について	文書法制課	125
建築基準法による道路の指定について	都市計画課	126
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	127
財政報告書の公表について	財政課	128
市有地の売払いについて	財産管理活用課	161
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について	市民課	164

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第17号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の8第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95

万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「第2条の2第1項の表の左欄の(2)」を「第2条の2第1項の表の上欄の(2)」に改め、同条第9項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第33条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の8の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の8の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第15条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当

等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第19条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第27条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第28条を削る。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年秋田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち秋田市市税条例第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「扶養親族(」の次に」に改め、「者」の次に「又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」を加える。

附則第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第17条第2項および第29条の3の3第1項ならびに附則第6条第1項の規定」に改める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第29条の3の2および第29条の3の3の改正規定ならびに附則第6条の5の3、附則第19条および附則第27条の改正規定ならびに附則第28条を削る改正規定ならびに第2条の規定（秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第43号）附則第2項の改正規定を除く。）ならびに次項および附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第26条、第27条の8、第29条の2および第29条の3の改正規定ならびに附則第15条の2、附則第23条の2および附則第23条の3の改正規定ならびに附則第4項の規定 令和6年1月1日

### (個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の秋田市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の3第1項の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例

第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 4 第1項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第18号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第2条第1項中「第12条第3項の表第1号中欄又は第45条第2項の表第1号中欄」を「第12条第4項の表第1号中欄又は第45条第3項の表第1号中欄」に、「第12条第3項の表第1号下欄又は第45条第2項の表第1号下欄」を「第12条第4項の表第1号下欄又は第45条第3項の表第1号下欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市旧松倉家住宅条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市旧松倉家住宅条例

(設置)

第1条 本市の歴史を伝える建造物として秋田県指定有形文化財旧松倉家住宅を保存し、および活用するとともに、本市の歴史および文化を生かしたまちづくりを推進するため、秋田市旧松倉家住宅（以下「旧松倉家住宅」という。）を秋田市旭南二丁目7番29号に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表第1に掲げる旧松倉家住宅の施設（同表の備考の1に規定する施設を含む。）を専用して利用しようとする者および別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、旧松倉家住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(利用者の資格)

第3条 別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 旧松倉家住宅の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。

(2) この条例ならびに第15条および第17条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められる旧松倉家住宅の管理運営に関する事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、旧松倉家住宅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により旧松倉家住宅の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内とする。  
（利用料金の収受）

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。  
（利用料金の承認）

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金（別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設の利用料金を除く。）を旧松倉家住宅において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、旧松倉家住宅の利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外に旧松倉家住宅の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、旧松倉家住宅の施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 旧松倉家住宅を利用する者は、その利用を終えたとき、又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 旧松倉家住宅を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、旧松倉家住宅の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて、旧松倉家住宅の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧松倉家住宅の保存および活用ならびに歴史および文化を生かしたまちづくりの推進に資する催しの企画および運営に関する事。
- (2) 旧松倉家住宅の利用の許可に関する事。
- (3) 旧松倉家住宅の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する事。
- (4) 旧松倉家住宅の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関する事。
- (5) 旧松倉家住宅の施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が旧松倉家住宅の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 上座敷等の利用料金 (第2条、第4条関係)

施設	利用料金 (限度額)	
	単位	金額
上座敷	1時間につき	220円
下座敷		220円
和室		110円
米蔵		440円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および別表第2に掲げる施設以外の施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。

- 2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第2 文庫蔵の利用料金（第2条—第4条関係）

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
文庫蔵	基本料金	1月につき	9,900円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 文庫蔵の利用料金の限度額は、基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。
- 2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。
- 3 文庫蔵の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。

別表第3 附属設備の利用料金（第4条関係）

品名	単位	利用料金（限度額）
音響映像設備で規則で定めるもの	1設備1日につき	660円の範囲内で規則で定める額
その他附属設備で規則で定めるもの		660円の範囲内で規則で定める額

備考 この表における利用料金の限度額は、市長が特に必要があると認める場合を除き、第2条第1項の許可を受けた時間内において利用する場合の額とする。



秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 27 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を次のように改める。

10 削除	
-------	--

別表第2の18の項を次のように改める。

18 削除		
-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが、災害危険基準高（別表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表に定める高さの基準をいう。以下同じ。）以上である住居用建築物

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

	区 域		高さの基準
(1)	河辺地区	秋田市河辺神内字振作	
(2)	雄和地区	秋田市雄和向野字前開、字源藤太郎、字築土手、字下夕野、字大川端、字鯨沢、字中野、字上野および字向野	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第7号に規定する計画高水位に0.6メートル
		秋田市雄和左手子字白川袋、字岩城沢、字板沢、字碓および字左手子	
		秋田市雄和女米木字山崎、字六百刈、字水里および字女米木	
		秋田市雄和戸賀沢字御江田、字金山沢、字五石前、字九巻および字戸賀沢	

	秋田市雄和相川字高清水、字下野、字銅屋、字新聞、字松山下、字源八沢、字大管場、字新開、字高野、字井戸ノ下および字相川	ルを加えた高さ
	秋田市雄和種沢字小向野、字沼田、字岩瀬、字山王堂、字中村、字太子前、字稻荷前および字金崎	標高13.2メートル

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物等」という。）については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等（当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。）については、この限りでない。

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。）	49,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、15,000

		円)
	増築し、 又は改築 しようとする場合 (以下 「増改築」とい う。)	73,000円(確認書等を提出する 場合にあっては、21,000 円)
	新築およ び増改築 以外の場 合(以下 「新築お よび増 改築以 外」とい う。)	73,000円(確認書等又は住宅 性能評価書等を提出する場 合にあっては、21,000円)
住戸の総数(認定申請に係る 建築物の住戸の総数をいう。 以下この表において同じ。) が5戸以下の共同住宅等(省 令第4条第2号に規定する共 同住宅等をいう。以下同 じ。)に係るもの	新築	113,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、25,000円)
	増改築	168,000円(確認書等を提出 する場合にあっては、37,000 円)
	新築およ び増改築 以外	168,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、37,000円)
住戸の総数が6戸以上10戸以 下の共同住宅等に係るもの	新築	180,000円(確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、40,000円)

	増改築	268,000円（確認書等を提出する場合にあっては、59,000円）
	新築および増改築以外	268,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、59,000円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	353,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、66,000円）
	増改築	528,000円（確認書等を提出する場合にあっては、97,000円）
	新築および増改築以外	528,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、97,000円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	630,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、104,000円）
	増改築	943,000円（確認書等を提出する場合にあっては、155,000円）
	新築および増改築以外	943,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、155,000円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,081,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、158,000円）
	増改築	1,620,000円（確認書等を提



		出する場合にあっては、 235,000円)
	新築および増改築 以外	1,620,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、235,000 円)
住戸の総数が101戸以上200戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,997,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、266,000 円)
	増改築	3,621,000円（確認書等を提 出する場合にあっては、 398,000円)
	新築および増改築 以外	3,621,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、398,000 円)
住戸の総数が201戸以上300戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,853,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、337,000 円)
	増改築	4,278,000円（確認書等を提 出する場合にあっては、 504,000円)
	新築および増改築 以外	4,278,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、504,000 円)
住戸の総数が301戸以上の共 同住宅等に係るもの	新築	3,494,000円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する

		場合にあっては、382,000円)
	増改築	5,240,000円（確認書等を提出する場合にあっては、571,000円)
	新築および増改築以外	5,240,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、571,000円)

第3条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	24,500円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、7,500円)
	増改築	36,500円（確認書等を提出する場合にあっては、10,500円)
	新築および増改築以外	36,500円（確認書等又は住宅

	び増改築 以外	性能評価書等を提出する場合 にあつては、10,500円)
住戸の総数（変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	56,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、12,500円)
	増改築	84,000円（確認書等を提出する場合にあつては、18,500円)
	新築および増改築 以外	84,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、18,500円)
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	90,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、20,000円)
	増改築	134,000円（確認書等を提出する場合にあつては、29,500円)
	新築および増改築 以外	134,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、29,500円)
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	176,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、33,000円)
	増改築	264,000円（確認書等を提出する場合にあつては、48,500円)
	新築および増改築 以外	264,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、48,500円)
住戸の総数が31戸以上50戸以	新築	315,000円（確認書等又は住

下の共同住宅等に係るもの		宅性能評価書等を提出する場合にあっては、52,000円)
	増改築	471,500円（確認書等を提出する場合にあっては、77,500円)
	新築および増改築以外	471,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、77,500円)
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	540,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、79,000円)
	増改築	810,000円（確認書等を提出する場合にあっては、117,500円)
	新築および増改築以外	810,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、117,500円)
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	998,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、133,000円)
	増改築	1,810,500円（確認書等を提出する場合にあっては、199,000円)
	新築および増改築以外	1,810,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、199,000円)
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,426,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、168,500

		円)
	増改築	2,139,000円（確認書等を提出する場合にあっては、252,000円）
	新築および増改築以外	2,139,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、252,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	1,747,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、191,000円）
	増改築	2,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、285,500円）
	新築および増改築以外	2,620,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、285,500円）

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 同居親族等があること。

第6条第1項第4号および同条第2項第1号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第11条第1項中「親族」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る改正前の秋田市特定公共賃貸住

宅条例（以下「旧条例」という。）第6条に規定する入居者の資格については、改正後の秋田市特定公共賃貸住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。旧条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る旧条例第6条に規定する入居者の資格についても、同様とする。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第26号

### 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。



第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人については、適用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第18号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第31条を次のように改める。

第31条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成16年秋田市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改める。

第4条第3号中「同居親族（条例第6条に規定する同居親族をいう。以下同じ。）」を「同居親族等」に改め、同条第4号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第10条第1項中「親族」を「者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市議会議長 岩谷政良

## 秋田市議会規則第1号

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
ヴォルフ アート株 式会社	小規模多機 能型居宅介 護ヴェル	秋田市新屋松美 町13番12号	令和4年5月31日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護

秋田市告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月2日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ヴェル	小規模多機能型居宅介護ヴェル	秋田市新屋松美町13番12号	令和4年6月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年6月2日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
227	調剤薬局ツルハ ドラッグ秋田南 通店	秋田市南通築地 3番5号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和4年 5月15日



秋田市告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (50310)	旧	上北手御所野 野形線	秋田市御所野元町三丁目32番1地先	288.00	6.00
			秋田市上北手御所野字野形9番1地先		～ 6.00
市道 (50310)	新	上北手御所野 野形線	秋田市御所野元町三丁目31番地内	288.00	6.00
			秋田市御所野元町四丁目12番31地先		～ 12.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和4年6月3日

3 縦覧期間

令和4年6月3日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第173号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年6月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年5月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年6月6日から同年12月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番2号  
一般社団法人秋田市シルバー人材センター  
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託の期間  
令和4年6月4日から同年12月31日まで

秋田市告示第175号

令和4年6月2日の「令和4年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年6月7日

秋田市長 穂 積 志



## 令和4年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,315,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	24,274,483	1,249,231	25,523,714
	1 国庫負担金	19,847,134	415,089	20,262,223
	2 国庫補助金	4,354,690	834,142	5,188,832
17	県支出金	9,855,330	71,850	9,927,180
	2 県補助金	2,648,093	71,850	2,719,943
21	繰越金	700,000	124,051	824,051
	1 繰越金	700,000	124,051	824,051
	歳入合計	137,870,000	1,445,132	139,315,132



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	53,435,119	536,923	53,972,042
	1 社会福祉費	25,329,887	237,281	25,567,168
	2 児童福祉費	18,930,078	299,642	19,229,720
4	衛生費	12,005,114	908,209	12,913,323
	2 保健所費	3,395,259	908,209	4,303,468
	歳 出 合 計	137,870,000	1,445,132	139,315,132

秋田市告示第176号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和4年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第177号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和4年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和4年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

公設地方卸売市場	7月14日	木	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
濁川・添川・仁別 山内・旭川	7月15日	金	10時00分～12時00分	東部市民サービスセンター
広面・柳田 下北手・太平			13時30分～15時30分	
金足・下新城・上新城	7月19日	火	10時00分～12時00分	北部市民サービスセンター
飯島			13時30分～15時30分	
寺内	7月20日	水	10時00分～12時00分	
将軍野・土崎港（東）			13時30分～15時30分	
土崎港（西・南・北）	7月21日	木	10時00分～12時00分	
外旭川			13時30分～15時30分	
土崎港（中央・相染）	7月22日	金	10時00分～15時30分	
大住・仁井田	8月8日	月	10時00分～12時00分	南部市民サービスセンター
御野場・御所野 四ツ小屋・上北手			13時30分～15時30分	
雄和	8月18日	木	10時00分～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月19日	金	10時00分～15時30分	河辺市民サービスセンター
下浜	9月1日	木	10時00分～12時00分	西部市民サービスセンター
勝平・向浜			13時30分～15時30分	
新屋・浜田・豊岩	9月2日	金	10時00分～15時30分	

2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。

- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和4年9月1日から同年10月31日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第178号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年）

秋田市告示第179号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和3年度第14期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第180号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月13日

秋田市長 穂 積 志

指定福祉避難所

- 1 名称 障がい福祉サービス事業所 ほっとばんぶー  
所在地 秋田市柳田字竹生168番地1  
受入対象者 市が特定したもの  
想定収容人数 159人
- 2 名称 障がい者支援施設 竹生寮  
所在地 秋田市柳田字竹生168番地  
受入対象者 市が特定したもの  
想定収容人数 31人
- 3 名称 障がい者支援施設 柳田新生寮  
所在地 秋田市柳田字竹生197番地  
受入対象者 市が特定したもの  
想定収容人数 23人

秋田市告示第181号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和4年6月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
柴 野 健	秋田赤十字病院	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	令和4年3月31日 県外勤務のため



秋田市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市御所野元町四丁目町内会
- 2 認可年月日  
平成4年3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 杉 山 徳 美  
秋田市御所野元町四丁目13番40号  
変更後 佐々木 良 治  
秋田市御所野元町四丁目13番46号
- 4 変更年月日  
令和4年4月28日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
土崎将軍野四区町内会
- 2 認可年月日  
平成28年3月8日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 佐 藤 興志郎  
秋田市土崎港北四丁目5番27号  
変更後 石 井 重 利  
秋田市土崎港北一丁目8番6号
- 4 変更年月日  
令和4年4月27日
- 5 変更の理由  
会長の交代による

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
緑町町内会
- 2 認可年月日  
平成10年6月5日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 柴 田 俊 一  
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地86  
変更後 猿 田 健 二  
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山2番地186
- 4 変更年月日  
令和4年5月8日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
桜町町内会
- 2 認可年月日  
平成10年1月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 小 坂 省 史  
秋田市保戸野桜町3番11号  
変更後 石郷岡 仁 司  
秋田市保戸野桜町17番6号
- 4 変更年月日  
令和4年6月12日
- 5 変更の理由  
役員変更による

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人幸泉 会	グループホ ームやまゆ り	秋田市飯島川端 一丁目2番5- 2号	令和4年6月21日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局秋田保戸野店	秋田市保戸野原の町15番8号	令和4年6月1日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年4月1日
ちば小児科アレルギークリニック	秋田市広面字糠塚67番地3	令和4年5月1日
ヨコカナ薬局	秋田市横森三丁目11番60号	令和4年4月1日
らいく訪問看護ステーション	秋田市新屋扇町12番49号	令和4年5月1日
ごてんまりZ訪問看護ステーション	秋田市御所野湯本二丁目1番2号 秋田物流センターA-2	令和4年5月15日

## 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田南通店	秋田市南通築地3番5号	令和4年5月15日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年3月31日
さいとう神経科クリニック	秋田市山王三丁目8番34号 山王ツインビル3F	令和4年4月30日

## 秋田市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年4月1日
ごてんまりZ訪問看護 ステーション	秋田市御所野湯本二丁目1番2号 秋田物流センターA棟A-2	令和4年5月15日
居宅・訪問介護ステー ションホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年5月15日
小規模多機能型居宅介 護ヴェル	秋田市新屋松美町13番12号	令和4年6月1日
訪問介護サービス太陽	秋田市高陽青柳町9番20号	令和4年6月15日

### 2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
訪問介護サービス太陽	秋田市高陽青柳町9番20号	令和4年5月31日



### 3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和4年3月31日
有限会社サンショウ	秋田市山王沼田町6番29号 カル ディア山王1階	令和4年6月30日

### 4 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
あおぞらデイサービス 新屋	旧	秋田市新屋割山町5番44号	令和4年2月14日
	新	秋田市新屋南浜町2番5号	

秋田市告示第189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
鈴木 仁 美	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻いんこ う科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害
関 勝 仁	秋田大学医学部 附属病院	循環器科	心臓機能障害
舟 坂 穂 希	秋田大学医学部 附属病院	内科 神経内科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害
渋谷 嘉 美	秋田厚生医療 センター	呼吸器内科	呼吸器機能障害

武 藤 達 士	秋田県立循環器 ・脳脊髄センタ ー	脳神経外科	視覚障害（追加） 聴覚障害（追加） 平衡機能障害（追加） 音声、言語機能障害 （追加） 肢体不自由
秋 濱 晋	社会医療法人 明和会 中通総合病院	泌尿器科	じん臓機能障害（追加） ぼうこう又は直腸機能 障害

秋田市告示第190号

令和4年6月27日の「令和4年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

## 令和4年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,413,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,728,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	25,523,714	730,766	26,254,480
	2 国庫補助金	5,188,832	730,766	5,919,598
17	県支出金	9,927,180	59,872	9,987,052
	2 県補助金	2,719,943	59,872	2,779,815
21	繰越金	824,051	205,662	1,029,713
	1 繰越金	824,051	205,662	1,029,713
22	諸収入	8,310,516	1,010	8,311,526
	5 雑入	1,222,120	1,010	1,223,130
23	市債	10,354,700	416,300	10,771,000
	1 市債	10,354,700	416,300	10,771,000
	歳 入 合 計	139,315,132	1,413,610	140,728,742

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,474,179	88,804	14,562,983
	1 総務管理費	12,533,633	29,323	12,562,956
	2 徴税費	1,048,709	59,481	1,108,190
3	民生費	53,972,042	174,547	54,146,589
	1 社会福祉費	25,567,168	120,463	25,687,631
	2 児童福祉費	19,229,720	54,084	19,283,804
6	農林水産業費	3,035,332	64,772	3,100,104
	1 農業費	2,044,692	64,772	2,109,464
7	商工費	9,274,232	15,541	9,289,773
	1 商工費	9,274,232	15,541	9,289,773
8	土木費	14,578,421	983,500	15,561,921
	2 道路橋りょう費	4,603,863	872,168	5,476,031
	3 河川費	546,108	30,000	576,108
	5 都市計画費	3,813,451	81,332	3,894,783
10	教育費	11,995,624	86,446	12,082,070
	1 教育総務費	1,687,244	86,446	1,773,690
	歳 出 合 計	139,315,132	1,413,610	140,728,742

## 第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 78,400	△ 千円 21,500	千円 56,900			
農業費	200,700	5,400	206,100			
道路橋りょう費	2,132,500	395,200	2,527,700			
土地区画整理費	805,600	22,700	828,300			
公園整備費	168,200	14,500	182,700			
計	10,354,700	416,300	10,771,000			



## 令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,909,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 895,175	千円 25,268	千円 920,443
	1 国庫補助金	895,175	25,268	920,443
3 繰入金		930,132	25,268	955,400
	1 一般会計繰入金	930,132	25,268	955,400
歳入合計		1,859,189	50,536	1,909,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,856,689	50,536	1,907,225
	1 土地区画整理費	1,856,689	50,536	1,907,225
	歳 出 合 計	1,859,189	50,536	1,909,725



## 令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 36,551	千円 260	千円 36,811
	1 一般会計繰入金	36,551	260	36,811
歳入合計		78,054	260	78,314

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 8,458	千円 260	千円 8,718
	1 中央卸売市場施設整備費	8,458	260	8,718
歳 出 合 計		78,054	260	78,314





## 令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 100,073	千円 3,107	千円 103,180
	1 一般会計繰入金	100,073	3,107	103,180
歳入合計		405,702	3,107	408,809

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		53,040	3,107	56,147
	1 地方卸売市場施設整備費	53,040	3,107	56,147
	歳 出 合 計	405,702	3,107	408,809



## 令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,586,004千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 6,696	千円 43,181	千円 49,877
	1 繰越金	6,696	43,181	49,877
歳入合計		31,542,823	43,181	31,586,004

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		6,751	43,181	49,932
	1 償還金及び還付加算金	6,751	43,181	49,932
	歳 出 合 計	31,542,823	43,181	31,586,004

秋田市教委告示第8号

令和4年6月9日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和4年6月8日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉



秋田市教委告示第9号

令和4年6月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年6月17日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

## 秋市選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和4年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,227人
2	6分の1の数	43,554人
3	3分の1の数	87,107人

秋市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

令和4年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投票区	区 域
秋田市第84投票区 (秋田市立桜小学校)	大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目および大平台四丁目を除く。
秋田市第31投票区 (上北手大戸公民館)	大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目および大平台四丁目を加える。

秋市選管告示第4号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和4年6月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

## 秋市選管告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和4年6月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,230人
2	6分の1の数	43,580人
3	3分の1の数	87,160人

## 秋市選管告示第6号

令和4年7月10日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年6月22日  
午後6時

## 秋市選管告示第7号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 所在地  
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 期日前投票所の名称  
秋田市役所

## 秋市選管告示第8号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和4年7月3日から 令和4年7月9日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和4年6月29日



## 秋市選管告示第9号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで （2時間30分繰下げ、3時間繰上げ）

秋市選管告示第10号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第11号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第12号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第13号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第14号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 令和4年7月10日  
午後9時15分から

秋市選管告示第15号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 開票管理者  
秋田市 古 谷 薫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者  
秋田市 阿 部 保 孝

秋市選管告示第16号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和4年6月22日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年7月7日  
午後5時30分から



秋市選管告示第17号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和4年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田駅東西連絡自由通路

令和4年7月8日

変更後 秋田市 野 呂 雅 子

変更前 秋田市 伊 藤 義 高

秋市選管告示第18号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第51投票区（秋田市北部市民サービスセンター）

変更後 秋田市 帆 苺 博

変更前 秋田市 佐 川 和 幸

秋市選管告示第19号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和4年6月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第120投票区（芝野自治会館）

変更後 秋田市 佐々木 聖 矢

変更前 秋田市 向 川 秋 紀

秋田市農委告示第6号

令和4年6月17日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年6月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和4年度第3号）に関する件
- 3 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 4 令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価に関する件

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月14日

秋田市消防長 工藤琢磨

記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第35回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和4年8月11日(木) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

## 秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月1日

秋田市長 穂 積 志

### 1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
千秋公園	秋田市千秋明徳町 204番1、204番2、 204番4、204番17	令和4年6月1日

### 2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年6月1日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市卸町四丁目10番14	宅地	165.86㎡	6,403,000円
2	秋田市濁川字家ノ前108番	宅地	139.70㎡	3,339,000円

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所5階 5-A会議室

(2) 入札 令和4年7月1日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

#### 4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

#### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

#### 6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

#### 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。



## 8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類  
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類  
別表2（省略）のとおり

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年5月19日付け秋田市指令第3665号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野299番14
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市茨島六丁目22番6号  
フォルトゥーナ I 203  
佐々木 良 輔  
秋田市茨島六丁目22番6号  
フォルトゥーナ I 203  
佐々木 菜都美

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年6月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林の立木公売
(2) 仕様書等	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢28
(4) 履行期間	本契約日の翌日から令和6年3月31日（日）まで
(5) 入札要件	<p>① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。</p> <p>② 履行期間内に立木の伐採および搬出が可能であること。</p> <p>③ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>⑤ 国、県および本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。</p>
(6) 受 付	
日 時	令和4年6月30日（木）午後2時から午後2時50分まで
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B
(7) 入 札	
日 時	令和4年6月30日（木）午後3時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B
予 定 価 格	設定あり
入 札 保 証 金	免除
(8) 仮 契 約 日	令和4年7月4日（月）（予定）

## 2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

## 3 注意事項

### (1) 受付について

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」という。）を提出してください。

(ア) 業務履行実績調書【様式3（省略）】および契約書等の写し

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和4年5月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、又は徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式4（省略）】

イ アの(ア)および(エ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

### (2) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 当日は、受付の時刻までに遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格以上の価格で申し込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

## 4 売買契約の締結

本物件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により市議会の議決に付すべき物件となるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会で議決後、本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

## 5 売払代金

契約者は、本契約後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付

しなければならない。

## 6 その他

- (1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された実績調書等は、返却しません。
- (3) 実績調書等の提出に関する問合せ先  
秋田市産業振興部産業企画課総務企画担当  
電話 018-888-5722
- (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先  
秋田市産業振興部農地森林整備課森林整備担当  
電話 018-888-5739

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年5月26日付け秋田市指令第3780号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年6月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市雄和田草川字本田241番21
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市雄和平尾鳥字石名沢73番地  
鎌 田 成 智  
秋田市雄和平尾鳥字石名沢73番地  
鎌 田 有 香

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年6月17日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）

秋田市太平山自然学習センターパッケージ型エアコン（1階事務室系統）更新修繕

#### (2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

#### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和4年10月31日（月）までとする。

#### (4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社を有する者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、公告日に管工事A級に等級格付けされている者であること。

イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に



該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

## 2 入札に関する事項

(1) 日時 令和4年7月8日（金）午前10時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室  
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から令和4年7月14日（木）まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押すこと。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和4年6月17日（金）から同月29日（水）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 契約実績調書(様式2(省略))

提出日現在までの契約状況がわかるもの(契約書等の写しを添付すること。)

ウ 誓約・同意書(様式3(省略))

エ 納税証明書(各証明書類は直近のもの。写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

オ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可)

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年7月6日(水)までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の令和3年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年6月22日

秋田市長 穂積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	206	130	71	0	4	0	0	1
教育委員会	32	13	19	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	43	33	10	0	0	0	0	0
消防長	10	2	8	0	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	6	2	3	0	1	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	3	3	0	0	0	0	0	0
計	303	183	114	0	5	0	0	1

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0件
- (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の令和3年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年6月22日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否		
市長	59	25	23	0	8	0	2	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	5	5	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	1	0	1	0	0	0	0	0
計	66	30	25	0	8	0	2	1

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

- (1) 訂正請求件数 0件
- (2) 利用停止請求件数 0件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 1件
- (2) 実施機関による裁決の件数 1件

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和4年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市御所野堤台二丁目6番地90  
株式会社原堅  
代表取締役 古 川 市 明
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市御所野元町四丁目11番33、11番34および11番35
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 19.32メートル
- 5 指定年月日および番号  
令和4年6月23日 第1号

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志



# 秋田市の財政

令和4年6月

## 目 次

---

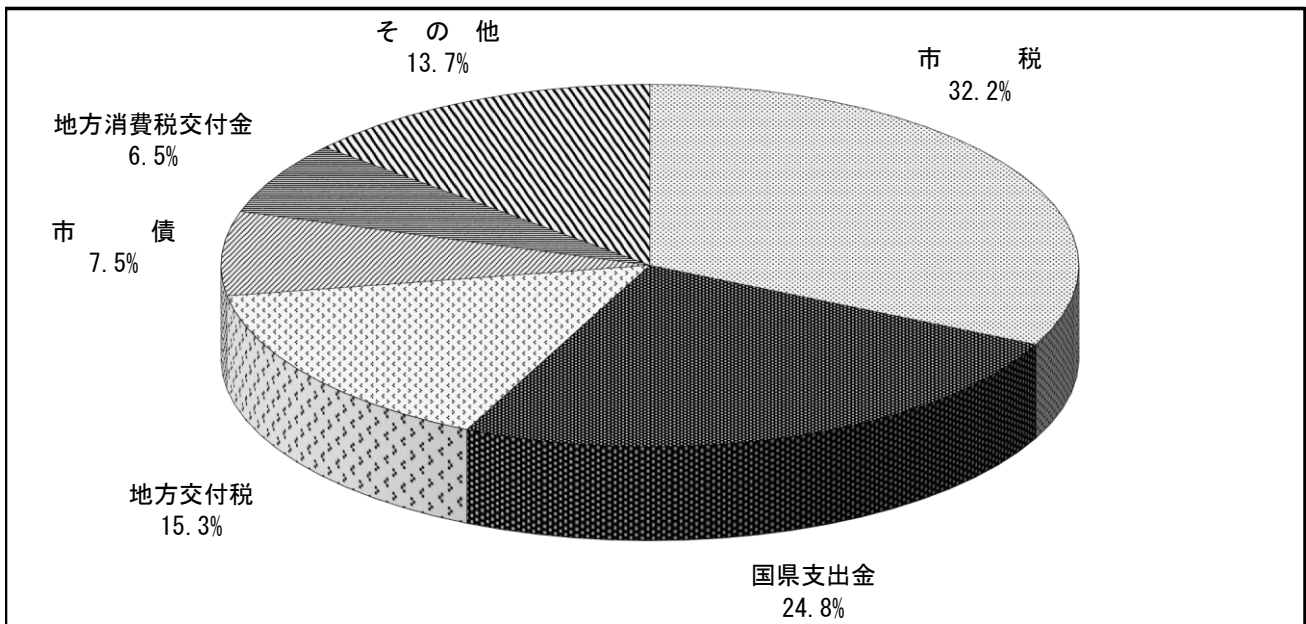
<b>I 令和4年度当初予算の状況</b> .....	1
1 歳入・歳出予算の状況 .....	2
(1) 一般会計 .....	2
(2) 特別会計 .....	5
2 住民負担の状況 .....	5
3 公営事業の概況 .....	6
<b>II 令和3年度下半期の執行状況</b> .....	19
1 収入および支出の概況 .....	20
(1) 一般会計 .....	20
(2) 特別会計 .....	21
2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計） .....	21
3 財産の状況 .....	22
4 地方債現在高の状況（見込） .....	23
5 公営事業の経理の概況 .....	24
(1) 秋田市水道事業の経理の状況 .....	24
(2) 秋田市下水道事業の経理の状況 .....	26
(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況 .....	28

# I 令和4年度当初予算の状況

# 1 歳入・歳出予算の状況

## (1) 一般会計

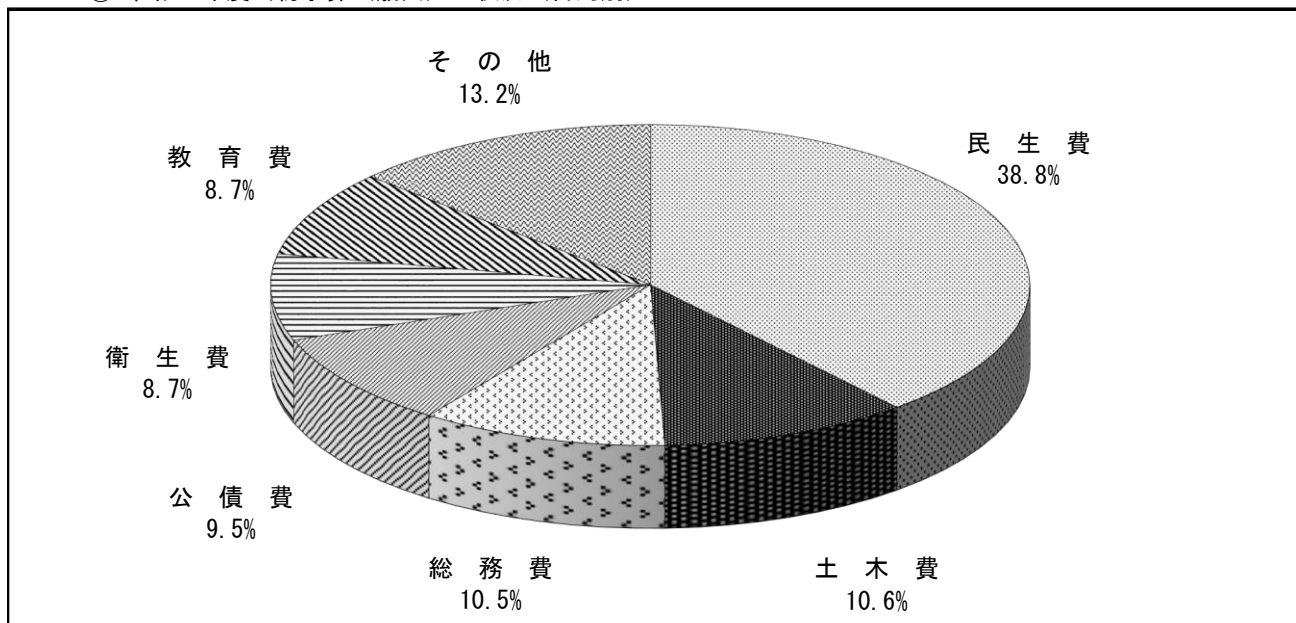
### ① 令和4年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	4 年度		3 年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	44,354,122	32.2	40,301,980	29.5	4,052,142	10.1
地 方 譲 与 税	1,091,858	0.8	992,938	0.7	98,920	10.0
利 子 割 交 付 金	21,034	0.0	15,956	0.0	5,078	31.8
配 当 割 交 付 金	86,226	0.1	76,643	0.1	9,583	12.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	0.0	52,684	0.0	0	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	702,480	0.5	550,724	0.4	151,756	27.6
地 方 消 費 税 交 付 金	8,908,930	6.5	7,380,228	5.4	1,528,702	20.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,470	0.0	46,837	0.0	5,633	12.0
環 境 性 能 割 交 付 金	64,606	0.1	58,513	0.0	6,093	10.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,042	0.0	3,380	0.0	△338	△10.0
地 方 特 例 交 付 金	462,939	0.3	511,500	0.4	△48,561	△9.5
地 方 交 付 税	21,155,000	15.3	20,740,000	15.2	415,000	2.0
〔 うち普通交付税 〕	〔 19,655,000 〕		〔 19,240,000 〕			
〔 特別交付税 〕	〔 1,500,000 〕		〔 1,500,000 〕			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	0.1	63,000	0.1	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	471,339	0.3	484,560	0.4	△13,221	△2.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,316,936	1.7	2,377,704	1.7	△60,768	△2.6
国 庫 支 出 金	24,274,483	17.6	23,343,772	17.0	930,711	4.0
県 支 出 金	9,855,330	7.2	10,227,769	7.5	△372,439	△3.6
財 産 収 入	372,493	0.3	186,552	0.1	185,941	99.7
寄 附 金	802,895	0.6	473,853	0.4	329,042	69.4
繰 入 金	3,392,917	2.4	3,453,256	2.5	△60,339	△1.7
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	8,310,516	6.0	8,259,951	6.0	50,565	0.6
市 債	10,354,700	7.5	16,548,200	12.1	△6,193,500	△37.4
合 計	137,870,000	100.0	136,850,000	100.0	1,020,000	0.7

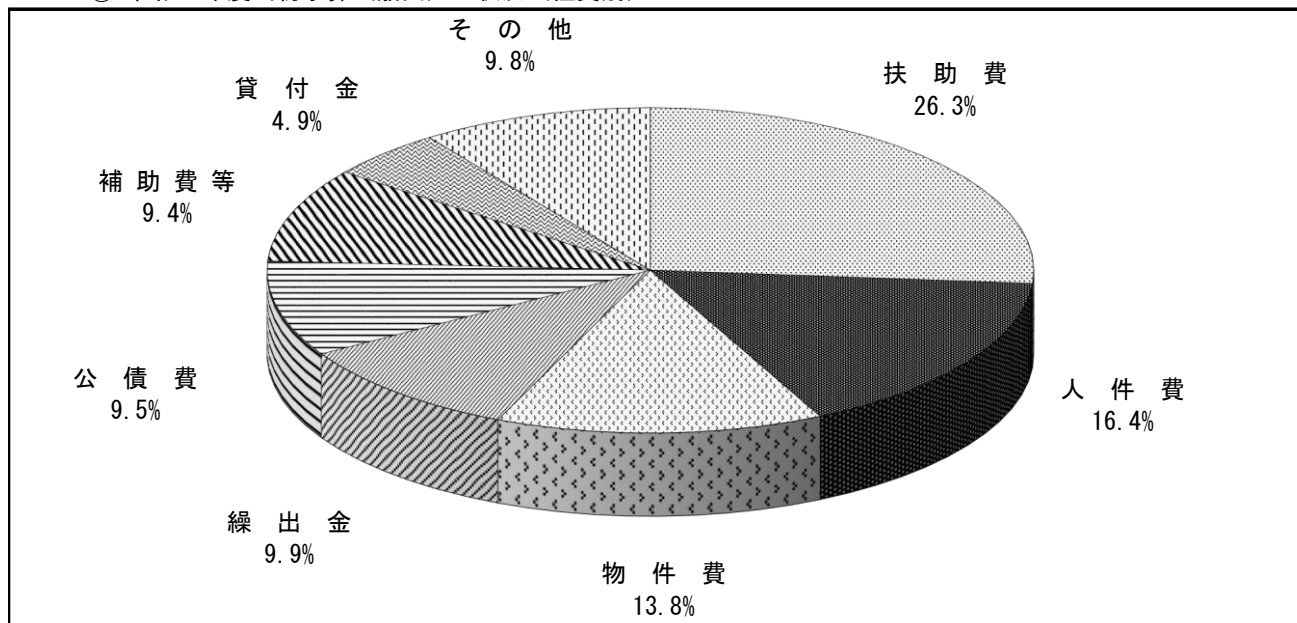
② 令和4年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区分	4年度		3年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議会費	663,242	0.5	675,792	0.5	△12,550	△1.9
総務費	14,474,179	10.5	17,714,359	12.9	△3,240,180	△18.3
民生費	53,435,119	38.8	52,341,543	38.2	1,093,576	2.1
衛生費	12,005,114	8.7	9,931,479	7.3	2,073,635	20.9
労働費	743,673	0.5	828,662	0.6	△84,989	△10.3
農林水産業費	3,035,332	2.2	3,350,846	2.4	△315,514	△9.4
商工費	9,274,232	6.7	8,307,225	6.1	967,007	11.6
土木費	14,578,421	10.6	14,672,541	10.7	△94,120	△0.6
消防費	4,349,130	3.2	3,814,635	2.8	534,495	14.0
教育費	11,995,624	8.7	11,994,229	8.8	1,395	0.0
災害復旧費	6,004	0.0	5	0.0	5,999	殆増
公債費	13,109,929	9.5	13,118,683	9.6	△8,754	△0.1
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	200,000	0.1	100,000	0.1	100,000	100.0
合計	137,870,000	100.0	136,850,000	100.0	1,020,000	0.7

③ 令和4年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区分	4年度		3年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人件費	22,600,101	16.4	22,809,344	16.7	△209,243	△0.9
物件費	19,083,622	13.8	16,786,451	12.2	2,297,171	13.7
維持補修費	1,782,902	1.3	1,807,733	1.3	△24,831	△1.4
扶助費	36,276,810	26.3	36,142,463	26.4	134,347	0.4
補助費等	12,921,238	9.4	11,058,326	8.1	1,862,912	16.8
消費的経費計	92,664,673	67.2	88,604,317	64.7	4,060,356	4.6
補助事業	3,416,232	2.5	9,509,525	7.0	△6,093,293	△64.1
単独事業	6,613,725	4.8	3,677,282	2.7	2,936,443	79.9
県営事業負担金	263,569	0.2	325,812	0.2	△62,243	△19.1
災害復旧事業	6,004	0.0	5	0.0	5,999	殆増
投資的経費計	10,299,530	7.5	13,512,624	9.9	△3,213,094	△23.8
公債費	13,109,929	9.5	13,118,683	9.6	△8,754	△0.1
積立金	239,242	0.2	234,631	0.2	4,611	2.0
投資及び出資金	1,066,314	0.8	1,086,864	0.8	△20,550	△1.9
貸付金	6,855,295	4.9	6,955,695	5.1	△100,400	△1.4
繰出金	13,635,017	9.9	13,337,186	9.7	297,831	2.2
合計	137,870,000	100.0	136,850,000	100.0	1,020,000	0.7

## (2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	4年度 当初予算(A)	3年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	1,859,189	2,061,675	△202,486	△9.8
市有林会計	249,924	217,499	32,425	14.9
市営墓地会計	61,678	56,684	4,994	8.8
中央卸売市場会計	78,054	71,694	6,360	8.9
公設地方卸売市場会計	405,702	393,427	12,275	3.1
大森山動物園会計	540,233	569,703	△29,470	△5.2
廃棄物発電会計	179,183	294,010	△114,827	△39.1
病院事業債管理会計	11,132,545	8,368,340	2,764,205	33.0
学校給食費会計	1,370,852	1,373,166	△2,314	△0.2
国民健康保険事業会計	30,556,491	30,848,547	△292,056	△0.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,299	39,768	17,531	44.1
介護保険事業会計	31,542,823	30,610,058	932,765	3.0
後期高齢者医療事業会計	4,233,088	3,857,053	376,035	9.7
合 計	82,267,061	78,761,624	3,505,437	4.5

## 2 住民負担の状況

令和4年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	4年 度		3年 度		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額(A)	構成比	一人当たり 負担額(B)	構成比	
市 民 税	67,477	45.9	57,637	43.6	9,840
個 人	52,964	36.0	49,564	37.5	3,400
法 人	14,513	9.9	8,073	6.1	6,440
固 定 資 産 税	64,173	43.6	60,709	45.8	3,464
固 定 資 産 税	63,496	43.1	60,040	45.3	3,456
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	677	0.5	669	0.5	8
軽 自 動 車 税	3,070	2.0	2,728	2.1	342
環 境 性 能 割	363	0.2	154	0.1	209
種 別 割	2,707	1.8	2,574	2.0	133
市 た ば こ 税	7,136	4.9	6,479	4.9	657
鉦 産 税	19	0.0	21	0.0	△2
入 湯 税	109	0.1	56	0.0	53
事 業 所 税	5,092	3.5	4,797	3.6	295
合 計	147,076	100.0	132,427	100.0	14,649

### 3 公営事業の概況

#### 令和4年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	150,215戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,520,590m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	94,577m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備	
配水管布設	1,380m
配水管布設替等	24,470m
配水幹線整備	900m
(ロ) 施設改良	
送水管整備等	920m
仁井田浄水場等整備	一式
清水木ポンプ場受電盤等更新	一式
豊岩浄水場ろ過池表洗弁更新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,848,247千円
第1項 営業収益	7,164,404千円
第2項 営業外収益	683,841千円
第3項 特別利益	2千円



		支	出
第1款	水道事業費用		7,112,664千円
	第1項 営業費用		6,752,456千円
	第2項 営業外費用		355,308千円
	第3項 特別損失		3,100千円
	第4項 予備費		1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,333,076千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額264,845千円、建設改良積立金5,500千円及び過年度分損益勘定留保資金3,062,731千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,200,777千円
	第1項 企業債		1,545,400千円
	第2項 出資金		75,234千円
	第3項 補助金		38,666千円
	第4項 固定資産売却代金		1千円
	第5項 負担金及び寄附金		541,476千円

		支	出
第1款	資本的支出		5,533,853千円
	第1項 建設改良費		4,031,559千円
	第2項 企業債償還金		1,502,294千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
老朽給水管 に係る資金 あつせん利	給水管 解融資 子補給	令和4年度	から9年度	まで		595千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,545,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 933,539千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,506千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち456,234千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金 456,234千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量		
1 取得する資産				
工具、器具及び備品	ページトラップ ガスクロマトグラフ 質量分析計	一式		
工具、器具及び備品	高速液体 クロマトグラフ	一式		
種類	名称	所在地	数量	処分の態様
2 処分する資産				
土地	雄和浄水場 用	雄和平尾鳥 字小平地内	8,264m <sup>2</sup>	売払

## 令和4年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	125,111戸
(2) 年間総処理水量	31,857,890m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	87,282m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	3,370m
管渠改築等	5,590m
マンホールポンプ施設整備	9施設
排水ポンプ施設整備等	3施設
(ロ) ポンプ場建設	
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
新屋汚水中継ポンプ場受変電設備更新	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター火災報知器更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,580m
管渠移設等	610m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,789,338千円
	第1項 営業収益		7,488,872千円
	第2項 営業外収益		3,300,464千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,235,730千円
	第1項 営業費用		9,408,058千円
	第2項 営業外費用		823,621千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,071,073千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,536千円、減債積立金304,138千円、過年度分損益勘定留保資金1,936,128千円及び当年度分損益勘定留保資金1,662,271千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,238,073千円
	第1項 企業債		3,965,900千円
	第2項 出資金		854,832千円
	第3項 補助金		1,276,400千円
	第4項 負担金		140,940千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		10,309,146千円
	第1項 建設改良費		4,888,653千円
	第2項 企業債償還金		5,420,493千円

( 継 続 費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費 川口汚水中継 ポンプ場汚水 ポンプ設備 更新事業	509,000千円	令和4年度	7,200千円
			令和5年度	396,000千円
			令和6年度	105,800千円

( 債 務 負 担 行 為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	令和4年度から10年度まで	696千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	令和4年度から10年度まで	1,750千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	622,810千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	1,540,000千円

( 企 業 債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	3,965,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 572,365千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,220,213千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち385,072千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 385,072千円

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	所在地	数 量
1 取得する資産			
土 地	古川雨水排水 ポンプ場および 導水路用地	仁井田字 新中島地内	12,000㎡

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	( 計 )
(1) 排水戸数	2,199戸	226戸	2,425戸
(2) 年間総処理水量	692,242m <sup>3</sup>	50,859m <sup>3</sup>	743,101m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,897m <sup>3</sup>	139m <sup>3</sup>	2,036m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
農業集落排水処理施設非常用発電機更新工事等			一式
管渠移設等			1,060m
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	621,193千円
第1項	営業収益	101,279千円
第2項	営業外収益	519,913千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	34,782千円
第1項	営業収益	8,361千円
第2項	営業外収益	26,419千円
第3項	特別利益	2千円



支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	618,468千円
	第 1 項 営 業 費 用	578,677千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	39,241千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	35,611千円
	第 1 項 営 業 費 用	33,824千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,685千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額206,259千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,896千円及び過年度分損益勘定留保資金204,363千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	190,200千円
	第 1 項 企 業 債	27,200千円
	第 2 項 出 資 金	122,761千円
	第 3 項 補 助 金	12,700千円
	第 4 項 負 担 金	26,000千円
	第 5 項 基 金 繰 入 金	1,539千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	18,104千円
	第 1 項 企 業 債	5,400千円
	第 2 項 出 資 金	10,777千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	388,692千円
第1項	建設改良費	112,431千円
第2項	企業債償還金	276,260千円
第3項	投 資	1千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	25,871千円
第1項	建設改良費	16,817千円
第2項	企業債償還金	9,054千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	84千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	28千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	70千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	25,080千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	173,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	32,600千円

起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 36,986千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、361,057千円である。



## Ⅱ 令和3年度下半期の執行状況

# 1 収入および支出の概況

## (1) 一般会計

### ① 歳入の状況

(令和4年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	42,512,833	23,169,222	17,483,065	40,652,287	95.6
地 方 譲 与 税	1,050,726	340,916	716,106	1,057,022	100.6
利 子 割 交 付 金	26,285	14,177	10,780	24,957	94.9
配 当 割 交 付 金	86,226	18,090	104,516	122,606	142.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	-	169,273	169,273	321.3
法 人 事 業 税 交 付 金	705,987	398,945	333,781	732,726	103.8
地 方 消 費 税 交 付 金	7,911,289	4,177,952	3,703,200	7,881,152	99.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,470	16,994	36,355	53,349	101.7
環 境 性 能 割 交 付 金	58,513	18,255	28,170	46,425	79.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,380	-	3,042	3,042	90.0
地 方 特 例 交 付 金	730,188	325,169	405,556	730,725	100.1
地 方 交 付 税	23,079,615	14,399,104	9,052,756	23,451,860	101.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	32,337	28,766	61,103	97.0
分 担 金 及 び 負 担 金	499,621	120,212	187,379	307,591	61.6
使 用 料 及 び 手 数 料	2,332,357	1,042,949	970,767	2,013,716	86.3
国 庫 支 出 金	39,848,557	8,425,329	26,921,145	35,346,474	88.7
県 支 出 金	11,917,360	1,694,011	4,969,808	6,663,819	55.9
財 産 収 入	467,757	222,400	256,565	478,965	102.4
寄 附 金	805,225	115,215	466,106	581,321	72.2
繰 入 金	6,347,566	316,798	3,867,591	4,184,389	65.9
繰 越 金	2,777,211	2,777,211	-	2,777,211	100.0
諸 収 入	8,373,290	360,045	7,390,966	7,751,011	92.6
市 債	23,448,200	-	6,005,000	6,005,000	25.6
合 計	173,150,340	57,985,331	83,110,693	141,096,024	81.5

※前年度からの繰越分を含む。

### ② 歳出の状況

(令和4年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	644,652	368,040	267,143	635,183	98.5
総 務 費	23,220,693	5,459,888	8,126,367	13,586,255	58.5
民 生 費	62,747,029	20,020,494	32,986,173	53,006,667	84.5
衛 生 費	14,025,284	4,296,041	5,574,746	9,870,787	70.4
労 働 費	845,960	501,601	314,551	816,152	96.5
農 林 水 産 業 費	4,437,999	1,057,489	2,133,586	3,191,075	71.9
商 工 費	10,128,960	8,428,412	954,492	9,382,904	92.6
土 木 費	22,998,386	6,336,027	9,788,293	16,124,320	70.1
消 防 費	3,831,308	1,525,396	1,908,358	3,433,754	89.6
教 育 費	16,606,229	5,565,725	7,400,528	12,966,253	78.1
災 害 復 旧 費	589,541	68,772	137,147	205,919	34.9
公 債 費	13,037,681	6,422,633	6,586,839	13,009,472	99.8
諸 支 出 金	1	-	-	-	0.0
予 備 費	36,617	-	-	-	0.0
合 計	173,150,340	60,050,518	76,178,223	136,228,741	78.7

※前年度からの繰越分を含む。

## (2) 特別会計

### ① 歳入の状況

(令和4年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,600,124	366,272	1,831,928	2,198,200	61.1
市有林会計	218,963	17,184	56,816	74,000	33.8
市営墓地会計	67,626	62,975	6,841	69,816	103.2
中央卸売市場会計	72,098	12,402	28,181	40,583	56.3
公設地方卸売市場会計	398,266	125,178	177,347	302,525	76.0
大森山動物園会計	569,703	79,874	269,106	348,980	61.3
廃棄物発電会計	294,366	143,195	138,602	281,797	95.7
病院事業債管理会計	8,811,101	132,171	5,318,228	5,450,399	61.9
学校給食費会計	1,381,856	401,818	797,766	1,199,584	86.8
国民健康保険事業会計	30,836,654	13,316,856	16,792,515	30,109,371	97.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	39,768	52,474	16,064	68,538	172.3
介護保険事業会計	31,847,433	13,781,936	13,647,544	27,429,480	86.1
後期高齢者医療事業会計	3,894,661	1,411,082	2,499,178	3,910,260	100.4
合 計	82,032,619	29,903,417	41,580,116	71,483,533	87.1

※前年度からの繰越分を含む。

### ② 歳出の状況

(令和4年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	3,600,124	1,015,877	1,689,195	2,705,072	75.1
市有林会計	218,963	142,564	43,076	185,640	84.8
市営墓地会計	67,626	18,200	17,924	36,124	53.4
中央卸売市場会計	72,098	39,483	26,879	66,362	92.0
公設地方卸売市場会計	398,266	187,529	133,682	321,211	80.7
大森山動物園会計	569,703	208,322	233,401	441,723	77.5
廃棄物発電会計	294,366	14,270	271,943	286,213	97.2
病院事業債管理会計	8,811,101	132,171	5,318,228	5,450,399	61.9
学校給食費会計	1,381,856	680,239	681,672	1,361,911	98.6
国民健康保険事業会計	30,836,654	11,478,800	17,049,642	28,528,442	92.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	39,768	8,462	1,919	10,381	26.1
介護保険事業会計	31,847,433	12,967,445	16,092,825	29,060,270	91.2
後期高齢者医療事業会計	3,894,661	1,313,675	2,449,852	3,763,527	96.6
合 計	82,032,619	28,207,037	44,010,238	72,217,275	88.0

※前年度からの繰越分を含む。

## 2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)

令和4年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

### 3 財産の状況

(令和4年3月31日現在)

#### 土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
行 政 財 産	10,817,815.99	4,715.19	10,822,531.18	1,087,479.84	△2,406.78	1,085,073.06
普 通 財 産	32,163,914.87	7,336.63	32,171,251.50	21,271.59	△886.34	20,385.25
合 計	42,981,730.86	12,051.82	42,993,782.68	1,108,751.43	△3,293.12	1,105,458.31

#### 山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
所 有	10,173,757.88	12,967.15	10,186,725.03	716,300.00	27,573.00	743,873.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	35,626.00	730.00	36,356.00
合 計	17,175,607.88	12,967.15	17,188,575.03	751,926.00	28,303.00	780,229.00

#### 物 権

(単位：㎡)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
地 上 権	80,289.61	△42.00	80,247.61

#### 無体財産権

(単位：件)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
商 標 権	19	△8	11

#### 有価証券

(単位：千円)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
株 券	394,574	△30,100	364,474

#### 出資による権利

(単位：千円)

区 分	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
出 資 証 券	8,368,178	30,617	8,398,795
出 捐 金 証 書	1,082,771	-	1,082,771



#### 4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	2年度末現在高	3年度中増減額見込		3年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	139,458,771	17,648,400	12,449,630	144,657,541
市 有 林 会 計	1,270,993	-	93,102	1,177,891
中 央 卸 売 市 場 会 計	34,247	-	1,828	32,419
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	558,791	-	49,799	508,992
大 森 山 動 物 園 会 計	440,384	12,100	29,770	422,714
病 院 事 業 債 管 理 会 計	3,698,586	5,185,900	244,240	8,640,246
合 計	145,461,772	22,846,400	12,868,369	155,439,803

## 5 公営事業の経理の概況

### (1) 秋田市水道事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### 収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水道事業収益	7,712,101	3,438,690	4,327,419	7,766,109	100.7
営業収益	7,006,169	3,399,596	3,637,511	7,037,107	100.4
営業外収益	652,295	39,094	628,129	667,223	102.3
特別利益	53,637	-	61,779	61,779	115.2

##### 支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水道事業費用	6,583,526	1,383,260	5,049,390	6,432,650	97.7
営業費用	6,062,072	1,232,804	4,683,133	5,915,937	97.6
営業外費用	511,857	150,305	361,550	511,855	99.9
特別損失	7,797	151	4,707	4,858	62.3
予備費	1,800	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### イ 資本的収支

##### 収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	1,877,160	214,543	1,339,828	1,554,371	82.8
企業債	1,411,600	-	1,092,100	1,092,100	77.4
出資金	78,788	78,691	97	78,788	100.0
補助金	69,570	-	55,640	55,640	80.0
固定資産売却代金	213	214	65	279	131.0
負担金及び寄附金	316,989	135,638	191,926	327,564	103.3

※前年度からの繰越分を含む。

##### 支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	4,927,426	1,068,815	2,746,549	3,815,364	77.4
建設改良費	3,431,173	328,949	1,990,164	2,319,113	67.6
企業債償還金	1,487,077	739,866	747,210	1,487,076	99.9
国庫補助金返還金	9,176	-	9,175	9,175	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
59,538,390,951	有 形 固 定 資 産	
1,804,603,417	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,990,202,770	現 金 ・ 預 金	
858,892,294	未 収 金	
73,412,584	貯 蔵 品	
202,100,400	前 払 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	21,143,007,597
	長 期 リ ー ス 債 務	42,255,738
	引 当 金	1,852,140,685
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,502,817,330
	短 期 リ ー ス 債 務	10,000,477
	未 払 金	815,609,557
	引 当 金	64,551,857
	預 り 金	184,442,164
	そ の 他 流 動 負 債	1,500,000
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	18,409,854,634
4,479,493,767	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	23,225,726,494
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	3,872,520,034
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,407,090,462
	営 業 外 収 益	664,919,887
	特 別 利 益	61,778,851
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
5,685,493,678	営 業 費 用	
294,461,361	営 業 外 費 用	
4,857,493	特 別 損 失	
85,936,708,715	合 計	85,936,708,715

## (2) 秋田市下水道事業の経理の状況

### ① 予算の執行状況

#### ア 収益的収支

##### 収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,700,697	6,005,262	4,642,797	10,648,059	99.5
営業収益	7,469,196	4,791,848	2,620,394	7,412,242	99.2
営業外収益	3,231,483	1,213,407	2,020,779	3,234,186	100.1
特別利益	18	7	1,624	1,631	9,061.1

※前年度からの繰越分を含む。

##### 支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	10,232,127	1,272,931	8,747,692	10,020,623	97.9
営業費用	9,350,695	890,480	8,395,051	9,285,531	99.3
営業外費用	877,359	382,426	352,566	734,992	83.7
特別損失	1,523	25	75	100	6.6
予備費	2,550	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

#### イ 資本的収支

##### 収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	7,462,977	2,640,726	2,999,696	5,640,422	75.6
企業債	4,803,800	-	3,520,200	3,520,200	73.3
出資金	876,403	876,194	209	876,403	100.0
補助金	1,722,234	1,734,484	△538,284	1,196,200	69.5
負担金	60,437	29,945	17,571	47,516	78.6
固定資産売却代金	103	103	-	103	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### 支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	11,800,110	3,889,365	5,838,091	9,727,456	82.4
建設改良費	6,259,052	1,102,983	3,083,417	4,186,400	66.9
企業債償還金	5,541,058	2,786,382	2,754,674	5,541,056	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
153,063,237,963	有 形 固 定 資 産	
9,297,055,541	無 形 固 定 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,365,170,196	現 金 ・ 預 金	
707,794,743	未 収 金	
327,730,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	56,714,514,753
	引 当 金	1,629,869,157
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	5,400,452,716
	未 払 金	1,096,453,228
	引 当 金	40,539,442
	そ の 他 流 動 負 債	2,176,900
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	70,526,823,217
15,584,990,543	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	42,421,416,077
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,766,834,623
	利 益 剰 余 金	368,125,592
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,926,946,842
	営 業 外 収 益	3,218,383,503
	特 別 利 益	1,621,575
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
8,972,612,085	営 業 費 用	
795,373,336	営 業 外 費 用	
93,218	特 別 損 失	
193,114,157,625	合 計	193,114,157,625

### (3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### 収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	663,696	436,054	225,614	661,668	99.7
営業収益	121,134	64,145	56,530	120,675	99.6
営業外収益	532,448	371,909	158,970	530,879	99.7
特別利益	10,114	-	10,114	10,114	100.0
個別排水処理事業収益	33,646	28,040	5,602	33,642	99.9
営業収益	8,467	4,277	4,187	8,464	99.9
営業外収益	25,177	23,763	1,415	25,178	100.1
特別利益	2	-	-	-	0.0

##### 支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	661,485	99,152	541,951	641,103	96.9
営業費用	611,853	76,157	516,367	592,524	96.8
営業外費用	48,943	22,978	25,463	48,441	99.0
特別損失	189	17	121	138	73.0
予備費	500	-	-	-	0.0
個別排水処理事業費用	34,394	5,051	26,962	32,013	93.1
営業費用	32,550	4,168	26,104	30,272	93.0
営業外費用	1,742	883	858	1,741	99.9
特別損失	2	-	-	-	0.0
予備費	100	-	-	-	0.0

イ 資本の収支

収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の収入	113,650	118,994	△9,309	109,685	96.5
企 業 債	6,700	-	6,300	6,300	94.0
出 資 金	96,661	117,669	△24,574	93,095	96.3
補 助 金	1,300	1,300	-	1,300	100.0
負 担 金	7,290	-	7,290	7,290	100.0
固定資産売却代金	37	25	13	38	102.7
基金繰入金	1,662	-	1,662	1,662	100.0
個別排水処理事業資本の収入	10,838	11,300	△3,467	7,833	72.3
企 業 債	2,100	-	-	-	0.0
出 資 金	8,028	11,300	△3,467	7,833	97.6
補 助 金	534	-	-	-	0.0
負 担 金	176	-	-	-	0.0

支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の支出	333,036	150,132	176,063	326,195	97.9
建設改良費	35,839	2,183	26,815	28,998	80.9
企業債償還金	297,196	147,949	149,247	297,196	100.0
投 資	1	-	1	1	100.0
個別排水処理事業資本の支出	18,123	7,513	7,465	14,978	82.6
建設改良費	9,300	3,114	3,042	6,156	66.2
企業債償還金	8,823	4,399	4,423	8,822	99.9

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
9,401,002,318	有 形 固 定 資 産	
3,960,000	無 形 固 定 資 産	
8,076,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
657,277,663	現 金 ・ 預 金	
27,588,190	未 収 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	2,291,602,151
	引 当 金	32,112,055
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	305,350,591
	未 払 金	33,644,987
	引 当 金	2,815,904
	そ の 他 流 動 負 債	377,090
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	5,921,213,596
1,791,915,641	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	3,051,022,702
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	212,472,539
	利 益 剰 余 金	18,574,955
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	109,797,305
	営 業 外 収 益	530,879,637
	特 別 利 益	10,113,631
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
575,234,708	営 業 費 用	
56,972,404	営 業 外 費 用	
138,480	特 別 損 失	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,696,201
	営 業 外 収 益	25,177,899
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
28,945,170	営 業 費 用	
1,740,669	営 業 外 費 用	
12,552,851,243	合 計	12,552,851,243



## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野元町三丁目13番5	雑種地	260.90㎡	8,141,000円
2	秋田市土崎港相染町字沖谷地1番3	宅地	434.61㎡	9,562,000円

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所5階 5-A会議室

(2) 入札 令和4年8月5日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

#### 4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

#### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

#### 6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

#### 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

令和4年6月30日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

閲覧年月日	請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
令和3年7月7日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		太平山谷字野田15番地から208番地まで、太平山谷字横道14番地、202番地および太平山谷字大沢176番地2
令和3年10月13日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		豊岩豊巻字中島79番地、81番地、82番地、84番地、85番地、86番地、87番地、89番地、90番地、92番地、94番地、97番地、98番地、101番地、102番地、107番地、113番地、116番地、117番地、120番地1、131番地、153番地、154番地、155番地、159番地5、162番地、163番地、163番地2、168番地、169番地1、171番地、174番地、178番地、180番地、181番地2、188番地、188番地3、189番地、豊岩豊巻字内縄尻1番地、2番地4、3番地1、5番地、11番地、12番地、14番地、20番地、49番地、51番地、57番地、62番地5、77番地、115番地、128番地6、267番地6、308番地1、313番地、338番地1、339番地1、豊岩豊巻字小林37番地

				1、40番地、42番地、54番地、58番地、60番地、61番地、64番地 および豊岩豊巻 字下四ツ112番地
令和3年 11月9日 10日 11日 12日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必 要なため	平成16年4月2日 から平成17年4月 1日までに生まれ た日本人の男女	秋田市全域

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
令和3年5月11日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	2021年度全国個人視聴率調査	平成26年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	雄和平尾鳥および河辺和田
令和3年5月12日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	平成17年6月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	高陽幸町および高陽青柳町
令和3年5月13日	(株)インテジャリサーチ 代表取締役社長 小田切 俊夫	旅行・観光消費動向調査	全年齢の男女	新屋松美町
令和3年5月25日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	農山漁村に関する世論調査	平成15年5月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	土崎港北
令和3年6月8日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	日常生活に関するアンケート	昭和16年7月1日から平成18年6月末日までに生まれた満15歳以上79歳以下の日本人の男女	広面
令和3年6月8日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	道路に関する世論調査	平成15年6月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	土崎港中央
令和3年6月9日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	平成17年4月1日以前に生まれた16歳以上の男女	寺内蛭根二丁目から三丁目までおよび土崎港北一丁目
令和3年6月15日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	受信契約状況実態調査	平成15年7月末日までに生まれた18歳以上の男女	旭川新藤田東町、旭川南町、新屋朝日町、飯島鼠田四丁目、飯島文京町、飯島松根西町、飯島松根東町、川元小川町、川元開和町、川元松丘町、川元むつみ町、将軍野東四丁目、将軍野南一丁目から二丁目まで、土崎港中央三丁目から五丁目まで、檜山南中町、仁井田、広面、桜ガ丘四丁目から五丁目まで、

				御野場一丁目から二丁目まで、山手台三丁目、泉菅野一丁目から二丁目までおよび河辺和田
令和3年 6月24日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	自殺対策に関する意識調査	平成15年5月31日までに生まれた18歳以上の男女	桜一丁目から四丁目まで
令和3年 6月25日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	平成13年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	土崎港中央五丁目から七丁目まで
令和3年 6月29日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	第14回メディアに関する全国世論調査	平成15年7月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	新屋元町
令和3年 7月13日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2021年9月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	平成13年12月末日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	雄和戸賀沢および雄和相川
令和3年 7月14日 15日	(一社)輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	平成13年4月1日以前に生まれた20歳以上の世帯主	泉中央二丁目、手形田中、大平台二丁目から四丁目まで、新屋勝平台、大住一丁目から二丁目まで、寺内字三千刈、飯島道東一丁目から二丁目まで、雄和下黒瀬、雄和椿川および雄和芝野新田
令和3年 7月21日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2021年新聞およびWeb利用に関する総合調査	平成18年8月末日までに生まれた満15歳以上の日本人の男女	添川
令和3年 7月27日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	第10回長寿社会における中高年者の暮らし方の調査	昭和3年10月1日から昭和36年9月末日までに生まれた60歳以上92歳以下の日本人の男女	手形および新藤田字大所
令和3年 8月3日 5日 6日	(株)フィデア情報 総研 代表取締役 伊藤 兵一	健康づくりに関する調査	満20歳以上の男女	秋田市全域
令和3年 8月4日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	移植医療に関する世論調査	平成15年8月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	河辺戸島
令和3年 8月11日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	第14回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査	昭和31年9月1日から平成18年8月31日までに生まれた15歳から64歳ま	新屋寿町4番から



			での日本人の男女	
令和3年 8月12日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	第8回勤労生活に関する調査	平成13年8月31日 までに生まれた20 歳以上の男女	広面
令和3年 8月17日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	全国メディア意識世 論調査	平成17年9月末日 までに生まれた16 歳以上の男女	太平
令和3年 8月17日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	国民生活に関する世 論調査	満18歳以上の日本 人の男女	泉一ノ坪
令和3年 8月18日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	メディア利用の生活 時間調査2021	平成23年12月31日 までに生まれた10 歳以上の男女	上北手大戸、桜 ガ丘四丁目およ び大平台四丁目
令和3年 8月26日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	健康・医療に関する 国際比較調査	平成15年12月末日 までに生まれた18 歳以上の男女	仁井田新田
令和3年 8月31日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調 査	平成15年8月末日 までに生まれた満 18歳以上の日本人 の男女	南通
令和3年 9月10日	(一社)新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	令和3年度青少年の インターネット利用 環境実態調査	平成15年11月2日 から平成23年11日 1日までに生まれ た10歳から17歳ま での日本人の男女	将軍野南
令和3年 9月28日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	離婚と子育てに関す る世論調査	平成15年9月末日 までに生まれた満 18歳以上の日本人 の男女	旭川
令和3年 9月30日	(一社)新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	平成17年4月1日以 前に生まれた16歳 以上の男女	寺内高野、泉北 三丁目から四丁 目までおよび土 崎港東一丁目
令和3年 10月19日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	第5回くらしと生活 設計に関する調査	平成13年10月末日 までに生まれた満 20歳以上の日本人 の男女	高陽幸町および 高陽青柳町
令和3年 10月20日	(株)サーベイリサ ーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	孤独・孤立の実態把 握のための全国調査	満16歳以上の男女	浜田字館ノ前、 豊岩石田坂およ び豊岩豊巻
令和3年 10月21日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	メディアの利用と意 識に関する調査	昭和26年12月1日 から平成21年11月 30日までに生まれ た12歳以上69歳以 下の男女	濁川
令和3年 10月22日	(一社)新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	令和3年度消費者意 識基本調査	平成18年10月31日 以前に生まれた15 歳以上の日本人の 男女	茨島七丁目6番 から
令和3年 10月28日	(株)インテージリ サーチ 代表取締役社長	令和4年度家庭部門 の「CO <sup>2</sup> 」排出実態統 計調査	昭和7年4月2日 から平成14年4月 1日までに生まれ	仁井田本町六丁 目

	小田切 俊夫		た男女	
令和3年 10月29日	(一社)新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	ゲーム障害(依存) に関する全国標準サ ンプリング調査	昭和36年12月1日 から平成23年11月 30日までに生まれ た10歳から59歳ま での男女	新屋比内町11番 から
令和3年 11月2日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	家族の法制に関する 世論調査	平成15年11月末日 までに生まれた満 18歳以上の日本人 の男女	新屋松美ガ丘南 町
令和3年 11月5日	(一社)新情報セン ター 事務局長 山本 恭久	消費動向調査	日本人の男女	泉菅野一丁目か ら二丁目まで、 泉三嶽根および 泉釜ノ町
令和3年 11月16日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしについ ての調査	昭和7年1月1日 から平成13年12月 31日までに生まれ た20歳以上89歳以 下の日本人の男女	土崎港北
令和3年 11月16日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	くらしの好みと満足 度についてのアンケ ート	昭和57年1月1日 から平成13年12月 31日までに生まれ た20歳以上39歳以 下の日本人の男女	新屋北浜町、新 屋勝平町、新屋 寿町および新屋 松美町
令和3年 11月16日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	復帰50年の沖縄に関 する意識調査	平成16年1月末日 までに生まれた18 歳以上の男女	下浜八田、豊岩 小山、下浜檜田 および雄和芝野 新田
令和3年 11月16日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する 調査	平成17年12月末日 までに生まれた16 歳以上の日本人の 男女	新屋前野町2番 からおよび新屋 高美町
令和3年 11月17日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世 論調査	平成15年11月末日 までに生まれた満 18歳以上の日本人 の男女	河辺三内
令和3年 11月26日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	ライフスタイルと社 会意識に関する調査	昭和27年1月1日 から平成13年12月 31日までに生まれ た20歳から69歳ま での男女	泉中央五丁目、 外旭川および広 面
令和3年 11月26日	(株)日本リサーチ センター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するア ンケート調査	平成14年1月31日 までに生まれた20 歳以上の男女	檜山南中町およ び仁井田
令和3年 12月7日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	令和3年度国語に関 する世論調査	平成17年12月末日 までに生まれた満 16歳以上の日本人 の男女	牛島西三丁目
令和4年 1月20日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	新たな時代における 子どもの学びと育ち についての全国調査	平成20年4月2日 から平成30年4月 1日までに生まれ た3歳以上13歳以 下の日本人の男女	桜一丁目から三 丁目まで
令和4年 1月25日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世論 調査	平成16年3月末日 までに生まれた満	土崎港北二丁目 から三丁目まで、

			18歳以上の日本人の男女	保戸野桜町、保戸野八丁および保戸野中町
令和4年 2月8日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	平成18年4月1日以前に生まれた16歳以上の男女	泉中央一丁目、泉中央五丁目から六丁目まで、泉南一丁目、將軍野堰越、桜台一丁目および桜台三丁目
令和4年 2月10日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2022年度生活保障に関する調査	昭和17年4月1日から平成16年3月末日までに生まれた満18歳以上79歳以下の日本人の男女	桜四丁目および横森一丁目から四丁目まで
令和4年 2月15日	泉・緑の会 会長 遠藤 欽一	梅の苗木贈呈のため	令和3年1月から12月までに生まれた男女	泉小学校学区
令和4年 3月1日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2022年全国放送サービス接触動向調査	平成27年12月末日までに生まれた7歳以上の日本人の男女	山手台